

環境省 同時発表

平成23年2月28日

「使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書」の公表

経済産業省・環境省は、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会使用済自動車判別ガイドライン及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会使用済自動車判別ガイドラインに関する合同ワーキング・グループ（座長：早稲田大学理工学術院永田勝也教授）において、「使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書」として取りまとめましたので公表いたします。

1. 趣旨

本年2月1日に開催された、産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において、所有者からの使用済自動車の適正な引渡し、不法投棄や不適正処理への迅速な対応等の観点から、当該自動車を使用済自動車とするか否かを判断するための場面等の判断の拠り所を検討し、報告書として取りまとめました。

2. 報告書概要

同報告書では、使用済自動車か否かの判断は、一律の基準によって切り分けられるのは困難であるため、むしろ、自動車の所有者や自治体の担当者が適切な判断を行えるような、場面毎の判断材料となる情報をガイドラインとして整理しました。概要は、以下のとおりです。

第1部：使用を終えた自動車の適正な流通の確保に向けたガイドライン

①引取業者からの必要な情報の提供

- －査定基準価格や類似車両の相場価格
- －欠損・損傷車両については修繕に経済的価値が見いだせるか
- －その他、登録年数及び走行距離と廃車率の統計データ等

②オートオークション会場における取扱い

- －入庫時検査において出品を断る事例の共有
（主要部品が取り外された車両、損壊状況が大きい車両、広範囲で延

焼している車両等)

一流札車両の取扱いについての業界内通達の周知徹底

第2部：不法投棄等と疑われる事案における使用済自動車判断基準

①占有者が確知されない不法投棄疑い事案

－自動車としての本来の用に供する状態であり、生活環境保全上の支障が発生するおそれのあるものであるか否か

－占有者が自動車として継続使用する意思が客観的に認められるか否か

* 燃料や廃油・廃液等の漏出など周辺への悪影響が想定される車両や、崖下など投棄の意図が明らかな車両は、使用済自動車との判断が妥当

②占有者が中古車の保管と主張している不法投棄・不適正保管疑い事案

－本来の用に供し、生活環境保全上の支障がないか

－継続使用または譲渡の意思が認められるか

－継続使用を前提とした保管がなされているか

* 使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書
別紙1のとおり。

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局自動車課 自動車リサイクル推進室長

はる

波留 静哉

担当者： 畑田、初沢

電話：03-3501-1511 (内線 3832~6)

03-3501-1690 (直通)